

鳴門市後援名義等使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の承認を得て鳴門市の後援又は共催の名義（以下「後援名義等」という。）を使用して行う事業又は行事（以下「事業等」という。）の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用をもって支援することをいう。
- (2) 共催 市が共同主催者として企画、運営等に参加する事業等に対して、必要な協力を行うことをいう。

(後援名義等の承認基準)

第3条 市長は、後援名義等の使用承認の申請に係る事業等が、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該事業等の後援名義等の使用を承認するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 当該事業等の目的、規模、対象者等を総合的に判断して市の施策の推進に寄与し、公益性を有すると認められるもの
- (2) 当該事業等が公序良俗に反しないものその他社会的非難を受けるおそれのないもの
- (3) 当該事業等が宗教的又は政治的色彩を有しないもの
- (4) 当該事業等が営利又は売名を主たる目的としないもの
- (5) 主催者の存在が明確であり、事業等の遂行能力が十分であると認められるもの
- (6) 当該事業等の開催場所が公衆衛生、感染症予防、災害防止等について十分な設備を有し、及び措置が講じられているもの
- (7) 当該事業等の承認を求める期間が妥当であるもの

(申請の手続き)

第4条 後援名義等の使用承認を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を添えて、後援（共催）名義使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

- (1) 事業等の計画書又は開催要領
- (2) 団体の規約、会則等
- (3) 役員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) ポスター・広告・賞状等に関する書類
- (6) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、後援名義等の使用承認を受けようとする日の1か月前までに行わなけ

ればならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、後援名義等を承認するときは後援（共催）名義使用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは後援（共催）名義使用不承認通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は、後援名義等の使用を承認する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市は、後援名義等についての経費の負担をしないものであること。
- (2) 市は、事業等及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないものであること。
- (3) 主催者が市の後援名義等を記載した印刷物を作成する場合は、市に印刷物を提出すること。
- (4) 後援名義等の名義使用期間は、市が承認した日から事業等の終了日までとする。

(承認の変更等)

第7条 後援名義等の承認を受けた申請者が、申請書を提出した後に、当該申請書の記載事項の変更又は事業等の計画の変更、中止等をする場合は、速やかに市長に後援（共催）名義承認事項変更届出書（様式第4号）を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、後援名義等を承認した事業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該後援名義等の承認を取り消すものとする。

- (1) 後援名義等を承認した事業等が虚偽の申請によるものであったとき。
 - (2) この要綱の規定に反する事項が判明したとき。
 - (3) 事業等を中止したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認等を取消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は前項の規定により後援名義等の承認を取り消したときは、後援（共催）名義承認取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(事務処理)

第9条 後援名義等の使用の承認に係る事務は、当該後援名義等の使用に係る事業等の内容に密接に関連する事務を分掌する課が行う。

(報告)

第10条 団体等は、事業等の終了後10日以内に後援（共催）名義使用報告書（様式第6号）に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義等の承認に関する個別の基準、具体

的な取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年1月1日から施行する。